建設業許可申請時のよくある質問と誤りについて

許可申請時等によくある質問と誤りをまとめました。

建設業許可申請の手引(以下「手引」とします。)や記載例をもう一度ご確認の上、提出をお願いします。

【よくある質問】

○ 申請時に準備する必要があるものは何か

様式のダウンロードページに「別表4 許可申請に必要な書類一覧 (チェックリスト)」がありますので、ご活用ください。必要な書類を審査するために必要な確認書類については、同じく下記に「別表5 提出書類の内容を確認するもの一覧」がありますのでご活用ください。

- 経営業務の管理責任者等や営業所技術者(旧:専任技術者)の経験年数はどのように示せばよいのか
 - → 別表5をご確認ください。

なお、別表 5 に示される書類以外でも複数の書類で確認できる場合がありますので、 各建設事務所の行政課(南会津建設事務所は総務課)の担当者にご相談ください。

○ 営業所を自宅の一角などに設置してもよいのか

建設業法における営業所は、契約に関する権限を委任され、かつ、事務所など建設業の営業を行うべき場所を有し、電話、机等什器備品を備えている必要があります。そのため、その一角が上記の条件を満たさない場合(例えば、住居空間である居間を区切りなくそのまま営業所とすること)はできません。確認書類として営業所の写真を求めていますので、各建設事務所から確認を受けてください。

- 後期高齢者等の保険や年金の対象外となる人の常勤性はどのように示せばよいのか 取締役会決議、勤務予定表、出勤簿などで常勤であることを示してください。なお、審 査において疑義がある場合は、追加資料を求める場合があります。
- 許可を受けた後に必要な手続はあるか

以下の場合に届出が必要です。

未提出の場合、新たな申請を受け付けることができなくなり、指導・処分の対象となる可能性もあります。

添付書類などの詳細は手引の別表6を参照してください。

- ①許可申請書の内容に変更が生じた場合(変更項目毎に2週間から30日以内に提出)
- ②事業年度が終了した場合(事業年度終了後4ヶ月以内に毎年必ず提出)
- ③許可の要件を欠くことになった場合(2週間以内に提出)
- ④建設業を廃業するとき(30日以内に提出)

【よくある誤り】

○ 様式第1号の有効期間調整欄の記入もれについて

申請時に複数の許可日があり、その許可日を提出する申請書で統一する場合は「1」を、 それ以外は「2」を忘れずに記入するようにしてください。



○ 様式第1号の申請業種の記載方法の誤りについて

項番05は現在取得済みの許可を全て記載しますが、項番04は今回申請を行いたい業種のみを記載してください。

○ 様式第7号別紙の従事した職務内容の記載もれについて

申請する会社に所属する前の経歴も忘れずに記載してください。また、役員等の立場を記載する際は、役職の後ろに括弧書きで常勤と非常勤を忘れずに記載してください。

	期間	従事した職務内容
	自 平成15年 4月 1日	 株式会社□建設工業 入社
	至 平成23年 3月 31日	休式云仙山建設工業 八仙
経	自 平成23年 4月 1日	△建設株式会社 取締役(非常勤)
歴	至 平成25年 3月 31日	△建設休八云紅。 収柿仅 <u>(升帛勤)</u>
	自 平成25年 4月 1日	 △建設株式会社 取締役(常勤) 現在に至る
	至	△连政体八云江 — 蚁柳仅 <u>(吊勤)</u> 先任に主る

○ 様式第8号の営業所技術者の資格コードの記入誤りについて 手引別表3の各有資格者区分に対応する数字を入力してください。

許可申請に関係の無い資格コードは記入しないでください。

例:1級建設機械施工管理技士の資格を用いて記入する場合 別表3では当該資格の表記は下記のとおりとなっています。

	J r	ら 資格区分		建設業の種類																									
-			±	建	大	左	ح	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消消
	11	1級建設機械施工管理技士	7				7								7														

この表記から、1級建設機械施工管理技士は「土木工事業」「とび・土工工事業」「舗装工事業」の営業所技術者の資格があり、資格コードは「11」で、対応する建設業の種類コードは「7」となります。

そのため、項番64では「土」「と」「舗」の申請する業種のカラムに「7」と記入し、項番65に「11」と記載します。

※ 様式第1号の項番04、05とは異なり、一般建設業は「1」、特定建設業は「2」 と固定されているわけではありません。

○ フリガナの記入漏れ

役員等や令3条の使用人に関する調書系(様式第7号別紙、様式第12号、様式第13号)の氏名欄へのフリガナが記載されているか確認してください。

○ 健康保険等の加入状況の記載誤り及び添付書類不備について

現在の建設業許可の要件に健康保険等の加入は必須であり、適用除外となる申請者であっても様式は提出してください。

加入人数や事業所整理番号が他の申請書や根拠書類と整合性がとれているか確認してください。役員数が「様式第1号別紙一」と一致しない場合が見受けられます。

また、根拠書類の添付もれに注意してください。

なお、どの社会保険等に加入する必要があるかについては、下記国土交通省HP「建設業における社会保険加入対策について」を確認してください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html